10　国民年金基金連合会は、資料提供等業務を企業年金連合会に委託できることとした。（第七三条関係）

11　確定拠出年金運営管理業の登録事項から役員の住所を削ることとした。（第八九条第一項第三号関係）

12　六〇歳未満であること、企業型年金加入者でないこと、個人型年金に加入できないこと等のいずれにも該当する者について、脱退一時金の支給を請求できることとした。（附則第三条関係）

一四　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第六三号）の一部改正関係

1　一三の10に準じた改正を行うこととした。（附則第三八条第三項及び第四〇条第八項関係）

2　一二の3に準じた改正を行うこととした。（附則第四〇条第二項第六号及び第四九条の二関係）

一五　独立行政法人農業者年金基金法の一部改正関係

1　農業者年金の被保険者となることができる年齢を六〇歳未満から六五歳未満とすることとした。（第一一条及び第一三条関係）

2　農業者老齢年金の受給開始時期の上限年齢を七五歳とすることとした。（第二〇条、第二八条及び第二八条の二関係）

一六　労働者災害補償保険法の一部改正関係

保険給付の受給権の保護の例外について、一の2に準じた改正を行うこととした。（第一二条の五第二項関係）

一七　独立行政法人福祉医療機構法の一部改正関係

独立行政法人福祉医療機構が行う厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保とした小口の資金の貸付けを廃止することとした。（第一二条関係）

一八　健康保険法の一部改正関係

1　健康保険の適用拡大について、二の1に準じた改正を行うこととした。（第三条関係）

2　二月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれる者について、二の2に準じた改正を行うこととした。（第三条関係）

一九　検討規定

1　政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（2及び4の事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第一項関係）

2　政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金事業の財政の現況及び見通し、厚生年金保険事業の財政の現況及び見通し等を踏まえ、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条第二項関係）

3　1及び2の事項の検討は、これまでの国民年金事業の財政の現況及び見通し及び厚生年金保険事業の財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第一六条の二第一項に規定する調整期間の見通しが厚生年金保険法第三四条第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律（平成一六年法律第一〇四号）附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うこととした。（附則第二条第三項関係）

4　政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うこととした。（附則第二条第四項関係）

5　政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第五項関係）

6　政府は、一三の5の事項の施行後五年を目途として、改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二条第六項関係）

二〇　施行期日等

1　経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第三条～第四一条、第四四条、第四五条、第五三条、第五四条、第五九条、第六一条、第七〇条、第七一条、第七七条～第八一条、第八四条、第八七条及び第九七条関係）

2　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一七八号）（厚生労働省）

一　厚生年金保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行う実施機関に、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会及び地方職員共済組合等を加えることとした。

二　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　未支払の特別障害給付金を受けることができる者の順位を定めることとした。

2　市町村長が行う事務に、未支払の特別障害給付金の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務を加えることとした。

三　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係（第三条関係）

1　年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令で定める者（以下「調査対象者」という。）は、毎年四月一日において国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給権者等とすることとした。

2　厚生労働大臣の市町村に対する通知及び市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供の対象者に、調査対象者を加えることとした。

四　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第四条関係）

市町村に交付する年金生活者支援給付金事務費交付金の算定対象に、調査対象者を加えることとした。

五　確定拠出年金法施行令の一部改正関係（第五条関係）

国民年金基金連合会が資料提供等業務を企業年金連合会に委託することに関して必要な規定の整備を行うこととした。

六　この政令は、公布の日から施行することとした。